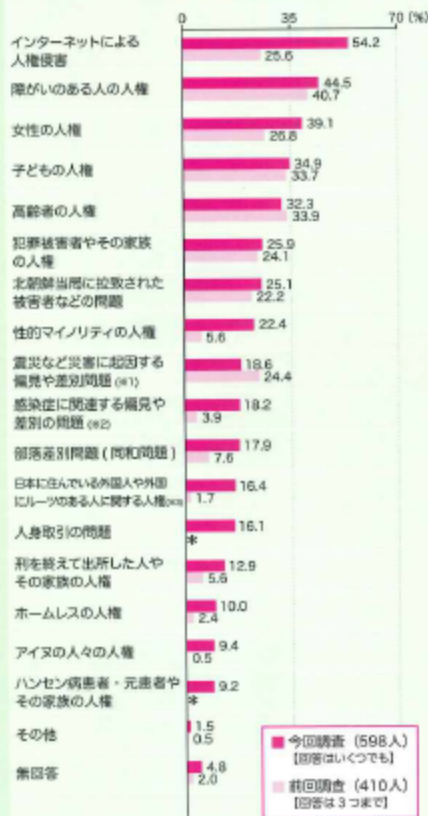


# インターネットと人権

問題が後を絶ちません。令和6年6月に実施した遠賀町町民意識調査では、関心のある人権問題に対して「インターネットに関する人権問題」が54.2%と最も多く、選択肢や選択数の違いにより正確な比較はできませんが、前回の調査より約2倍増え、多くの人が関心を持っていることが分かります。

## 関心のある人権問題



■ 今回調査 (598人)  
【回答はいくつでも】

■ 前回調査 (410人)  
【回答は3つまで】

※1 前回調査は「東日本大震災に起因する人権問題」  
※2 前回調査は「HIV感染者やハンセン病患者等の人権」  
※3 前回調査は「外国人の人権」  
\* 前回調査ではなかった項目

## インターネットにおける人権侵害の特徴

誰でも簡単に匿名で書き込みができるため、内容が悪質なものになりやすい。



一度ネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になり誤情報が短期間で広がりやすい。



書き込めたりサイト管理者が特定できない場合、削除が困難になってしまう。



匿名性を利用し、悪口やSNSで何気なく書き込んだことが、名誉毀損や侮辱罪など罪に問われる可能性や、それに伴う損失が出た場合などは民事訴訟で慰謝料を請求される場合もあります。

## ルールやモラルを必ず守りましょう

- ・他人を誹謗中傷する内容や差別的な発言は書き込まない。
- ・安易にあいまいな情報を書き込まない。
- ・他人のプライバシーに関わる情報を書き込まない。
- ・書き込みが不特定多数の人に見られる可能性があることを意識する。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君

一番大切なことは、書き込む前に読む人の気持ちを考えることだね

ネットリテラシーを身につけよう！



ネットリテラシーとは、インターネットから受けとった情報をうのみにせず、その意図するところや真偽を判断すること、また、自分が発信する情報もたらす影響を考え、コミュニケーションする能力のことです。

インターネットの情報に振り回されないように、日頃からネットリテラシーを養うよう、意識しておきましょう。

## インターネット上の書き込みなどに関する相談窓口 一人で悩まず相談してください！

誹謗中傷の被害にあったけれどもどうすればいいか、インターネット上の偽造でお困りの場合以下の相談窓口をご利用ください。

### ネット上の書き込み・画像を削除したい

・みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

平日 8:30 ~ 17:15 (年末年始を除く)



### 書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

・法的トラブル解決のための「総合案内所」法テラス

☎ 0570-078374

平日 9:00 ~ 21:00

土曜 9:00 ~ 17:00



### 被害にあったがどうしたらよいかわからない

・違法・有害情報相談センター (総務省)



### インターネット上の違法・有害情報を見つけた場合

・インターネット・ホットラインセンター (警察庁)



### 悩みや不安について話をしたい

・心のSOS まもろうぶこころ (厚生労働省)

